

女性活躍推進法に基づく情報公表

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

■役員に占める女性の割合

基準	割合
2022年4月1日現在	11.1%

役員：理事(男性6名、女性1名)、監事(男性2名)

■男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	72.44%
正規労働者	76.83%
非正規労働者	69.91%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正規雇用労働者：役員を除く。

非正規雇用労働者：非常勤教員、嘱託教職員、アルバイト等を含み、派遣職員を除く。

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

■男女の平均継続勤続年数の差異

基準	年数差
2022年4月1日時点	2.0年 ※

※男性の平均継続勤続年数12年2ヶ月、女性の平均継続勤続年数14年2ヶ月